

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

九度山町公告第3号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年 1月31日

九度山町長

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
九集-5	九度山町大字 北又字久保 302	55 二 8	山林	0.2977	2022.4.1~2028.3.31(6年)	
九集-5	九度山町大字 北又字久保 331-1	54, 55 イ 2 他 4 小班	山林	0.1102	2022.4.1~2028.3.31(6年)	
九集-5	九度山町大字 北又字久保 333	55 ハ 17	山林	0.2004	2022.4.1~2028.3.31(6年)	
九集-6	九度山町大字 北又字ヲコ谷 249-1	56 イ 2 他 4 林小班	山林	1.5740	2022.4.1~2028.3.31(6年)	
九集-6	九度山町大字 北又字ヲコ谷 251-5	63 イ 1	山林	2.6898	2022.4.1~2028.3.31(6年)	
九集-7	九度山町大字 北又字下垣内 169	62 ハ 5, 9	山林	2.9718	2022.4.1~2028.3.31(6年)	
九集-8	九度山町大字 北又字ヲコ谷 255	63 ハ 1 他 4 小班	山林	2.0345	2022.4.1~2028.3.31(6年)	

2 縦覧場所

九度山町産業振興課、九度山町のホームページ

3 本公告により、九度山町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上